

那覇市上下水道局水道メーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、那覇市上下水道局（以下「局」という。）が設置する水道メーター（以下「メーター」という。）の維持管理及び検針業務の効率を図るため必要な事項を定める。

(メーター設置及び位置)

第2条 メーターの設置及び位置については、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) メーターの設置位置は、需要者の敷地内とする。
 - (2) メーターの設置位置は、公私境界線から敷地1.5m以内に設置し、検針及び取替えが容易であり、水質の汚染や外荷重による破損のおそれがない位置とする。
 - (3) メーターの設置は、メーターボックス内に水平に設置する。
 - (4) 口径25mm以下のメーターの設置は、地下式又は塀埋め込み型とする。
 - (5) 口径40mm以上のメーターの設置は、地下式とする。
 - (6) 数個のメーターを並べて設置する場合は、メーターボックスの内に室番号等を明示する。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場の状況に応じ必要と認める場合は、局の指示する方法によるものとする。
- 3 メーターの設置方法は、局が別に定める工事標準仕様書（給水装置工事施行基準）によるものとする。

(メーターの口径)

第3条 メーターの口径は、そのメーターの適正使用流量の範囲内に対応するものでなければならない。

(メーターボックス及びカバー)

第4条 メーターボックス及びカバーは、局の承認を得たものを使用しなければならない。

(メーターの取替時期について)

第5条 メーターの検定満期の取替は、原則として残有効期間が1年未満のものを対象とする。

付 則

この要綱は、平成18年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。